

ねぶたラッセランド整備調査業務 公募型プロポーザル評価要領

1 趣旨

この要領は、ねぶたラッセランド整備調査業務公募型プロポーザルにおける審査方法等を定め、選定を厳正かつ公平に行うことを目的とする。

2 審査方法

審査は、ねぶたラッセランド整備調査業務公募型プロポーザル実施要綱に基づき設置するねぶたラッセランド整備調査業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

3 評価選定方法

審査委員会が提案内容について書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合的な点数評価により、受託候補者及び次点者を選定する。

なお、評価点数の最も高い企画提案等が2者以上あるときは、当該企画提案等について、審査委員会委員長及び委員により投票し、受託候補者を選定する。

4 事務局

審査委員会の事務局は、公益社団法人青森観光コンベンション協会に置く。

5 各評価点の配点及び採点方法

5. 1 各評価の配点

各評価点の配点を次のとおりとし、評価点の合計は100点満点とする。

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト (%)
	判断基準		
1. 業務実績等	同種・類似業務の経験	参加申込者の過去10年間（平成20年度以降告知の日まで。以下同じ。）に完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③同種及び類似業務の実績がない。	10
	業務実施体制	仕様内容を的確に認識し、業務・人員体制の構築について評価する。 なお、主任技術者が、同種又は類似業務の経験がある場合や手持ち業務の状況を加味し、実施体制が構築されていると判断される場合に優位に評価する。	10
2. 実施方針 実施フロー 工程	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローや業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
小 計			40 (40%)

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト	
		判断基準		
③ 評価テーマに対する提案	① ねぶたラッセランドの整備に向けた調査について	的確性	地域特性等との整合性が高い場合や着目点、問題点、解決方法等が的確である場合に優位に評価する。	10
		実現性	提案内容に説得力があるとともに、裏付け実績等が明示されている場合に優位に評価する。	10
	② 常設・仮設に関わらず、ねぶたラッセランドを観光振興のほか、市全体の賑わい創出につながるようなビジョンの提案について	的確性	地域特性等との整合性が高い場合や着目点、問題点、解決方法等が的確である場合に優位に評価する。 また、青森市の観光振興や賑わいの創出につながるような場合に優位に評価する。	10
		実現性	提案内容に説得力があるとともに、裏付け実績等が明示されている場合に優位に評価する。	10
	小 計			40 (40%)

4. 価格評価	$\text{価格点} = (\text{最低見積額} \div \text{当該事業者見積額}) \times 20$ ※小数点以下切り捨て	20 (20%)
---------	---	-------------

合 計	100 (100%)
-----	---------------

5. 2 各評価の算出方法

(1) 「業務実績等/同種・類似業務の経験」の評価の算出

参加申込者の平成26年度以降公告の日までに完了した同種又は類似業務の実績により、以下のとおり評価する。

参加申込者の同種又は類似業務の実績の有無	評価点
同種業務の実績がある	10
同種業務の実績はないが、類似業務の実績がある	5
同種及び類似業務の実績がない	失格

(2) 「業務実績等/業務実施体制」の評価の算出

評価項目		判断基準	評価点
1. 業務実績等	業務実施体制	仕様内容を的確に認識し、業務・人員体制の構築について評価する。 なお、主任技術者が、同種又は類似業務の経験がある場合や手持ち業務の状況を加味し、実施体制が構築されていると判断される場合に優位に評価する。	0～10 (標準点を5とし、左記の判断基準に基づき、総合的に評価)

(3) 「提案書本文の内容」の評価の算出

評価項目		判断基準	評価点
2. 実施方針 実施フロー 工程	業務理解度	業務の目的、実施条件、内容の重要度・難易度等を的確に反映した提案内容となっている場合に優位に評価する。	0～10 (標準点を5とし、左記の判断基準に基づき、総合的に評価)
	実施手順	業務実施フロー、工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	0～10 (標準点を5とし、左記の判断基準に基づき、総合的に評価)
3. 評価テーマに対する提案	①ねぶたラッセランドの整備に向けた調査について ②市全体の賑わい創出につながるようなビジョンの提案について	的確性	各テーマ 0～10 (標準点を5とし、左記の判断基準に基づき、総合的に評価)
		実現性	各テーマ 0～10 (標準点を5とし、左記の判断基準に基づき、総合的に評価)

6 受託候補者及び次点者の選定

審査委員会は、原則として各評価点の合計得点等を総合的に判断し、合議及び議決によって受託候補者及び次点者を選定するとともに、速やかに青森ねぶた祭実行委員会実行委員長に報告するものとする。

ただし、提案者又は提出された書類が、次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があった場合は、受託候補者及び次点者として選定しないものとする。

- ① ねぶたラッセランド整備調査業務公募型プロポーザル応募要領に定めた参加資格要件を満たしていない場合
- ② ねぶたラッセランド整備調査業務仕様と合致していない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出書類の不足があった場合
- ⑤ 実施要領で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑥ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 見積額が発注者の提示する業務に係る委託料上限額を上回る場合

また、(2)「業務実績等/業務実施体制」及び(3)「提案書本文の内容」の評価点の合計が各標準点の合計である35点未満の場合、契約の目的が十分に達成できないものと判断し、受託候補者として選定しないものとする。